

療養病棟入院基本料2における 医療区分の高い患者の割合に応じた評価

骨子【I-1(8)】

第1 基本的な考え方

医療療養病床の機能を有効に活用する観点から、療養病棟入院基本料2の病棟においても、医療の必要性の高い患者を一定程度受け入れるよう求めることとする。

第2 具体的な内容

療養病棟入院基本料2の施設基準に、「当該病棟の入院患者のうち、医療区分2又は3の患者の割合の合計が5割以上」を加える。

ただし、当該基準又は、看護職員の配置基準（25対1）のみを満たさない病棟が、別に定める下記の基準を満たしている場合には、平成30年3月31日までに限り、所定点数の100分の95を算定できる。

[別に定める基準]

- (1) 療養病棟入院基本料2の施設基準のうち、「看護職員 25対1」を「看護職員 30対1」に読み替えたものを満たすこと。
- (2) 平成28年3月31日時点で6か月以上療養病棟入院基本料1又は2を届け出していた病棟であること。

[経過措置]

平成28年3月31日に当該入院基本料の届出を行っている病棟については、平成28年9月30日までの間、上記の基準を満たしているものとする。